

諮問（不）第 38 号  
答申（不）第 38 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 8 月 15 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 訂正請求の内容

請求人は、令和 4 年 6 月 18 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 26 条第 1 項の規定により、H31-01020-01017（令和元年 9 月 18 日）「第 87 回長崎県個人情報保護審査会の口頭説明で人事課が使用した経過説明書」（以下「経過説明書」という。）について、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

#### 2 処分の内容

実施機関は、本件訂正請求に対して、条例第 28 条第 2 項の規定に基づき本件処分を行い、令和 4 年 8 月 15 日付 R04-01020-01073 保有個人情報不訂正決定通知書（以下「本件不訂正決定通知書」という。）で請求人に通知した。本件不訂正決定通知書に記載された訂正しない理由は、以下のとおりである。

条例第 27 条第 2 項の規定に基づき R04-01020-00827（令和 4 年 7 月 8 日付）「補正について（通知）」（以下「補正通知」という。）により補正を求めたところ、請求者から資料の提出があり、当該資料の内容を確認したが、「訂正内容が事実と合致することを証明する書類」とは認められず、形式上の不備があるため。

#### 3 審査請求の内容

請求人は、令和 4 年 8 月 19 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 人事課が長崎県個人情報保護審査会で使用した経過説明書には、請求人の身に覚えのない行動履歴がいくつも記載されていたため、請求人の正しい行動履歴になるように情報の訂正を求めたが、人事課から不訂正決定の処分を受けた。
- (2) 人事課は、その理由を「訂正内容が事実と合致することを証明する書類とは認められず、形式上の不備があるため」としている。
- (3) 請求人が人事課に提示した証拠書類はすべて公文書および公文書情報をもとにまとめたものであり、人事課がそれら証拠書類には「形式上の不備がある」と結論づけたことは、これまでの人事課の対応の不備の数々を自ら認めていることを意味する。
- (4) 県民の知らないところで、県民の身に覚えのない行動履歴を人事課が密かにつくりあげるといふ行為は明らかなモラル違反であり、条例の設置趣旨そのものに反するものである。請求人が求めたものは、客観的な一義的判断になじむものであり、行政機関としてのモラル違反を正すことなく県民を裏切り続けた人事課の行為は、条例第1条、第12条、第13条、第14条、第15条等に明らかに抵触するものである。
- (5) 情報訂正を求めたことは客観的な一義的判断に沿うものであり、条例第26条等に該当するものであるから、本件処分に異議を申し立て、情報の訂正を求めるため審査請求を提起した。
- (6) 人事課の最大の過失は、出来上がった県民の行動履歴表を県民本人にきちんと見せて情報是非の確認をしていないことである。県民の行動履歴にもかかわらず、県民本人に確認もしないまま、人事課はあたかもそれらが本物の情報であるかのごとく装いながら審査会委員たちに配布した。
- (7) 県民を導く役割であるはずの県が、県職員たちの改ざんや捏造行為という不正を許し、県職員の犯罪行為を堂々と容認するなど言語道断、絶対にあってはならないことである。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び口頭説明によると、概ね次のとおりである。

### 1 条例第26条第2項

実施機関は当該訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、

当該保有個人情報を訂正しなければならないとされており、「その他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」として、「訂正請求に形式上の不備がある場合」としている。

## 2 条例第27条第2項

本条は、請求人は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出又は提示しなければならないことを定めたものであり、当該書類は、保有個人情報の内容が事実と合致していないこと、又は訂正請求者の主張する内容が事実と合致していることを実施機関に確信させるようなものをいう。例えば、氏名、生年月日、住所、家族構成などについては戸籍謄本等、資格については免許証や資格証明書等が考えられる。

## 3 不訂正決定の検討

実施機関は条例第27条第2項に基づき補正通知により請求人へ訂正内容が事実と合致することを証明する書類の提出を求めたところ、請求人から資料AないしDの提出があったため、当該資料の内容を確認したが、通知に記載した「訂正内容が事実と合致することを証明する書類」とは認められるものではなかった。

よって、形式上の不備により不訂正決定をしたものであり、請求人の主張を裏付ける事実と合致することを証明する書類の提出がないことから、請求人の主張は認められない。

## 4 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、審査請求の理由において、訂正を求める公文書は、身に覚えのない行動履歴を人事課が秘かにつくりあげたもので、モラル違反であり、条例の設立趣旨そのものに反し、その行為が条例第1条、第12条、第13条、第14条、第15条等に明らかに抵触し、訂正を求めたことは条例第26条等に該当すると主張するが、請求人が提出した資料は、実施機関が過去に開示した資料を基に請求人が独自に見解を記載したものであり、客観的に「訂正内容が事実と合致することを証明する書類」とは認められないことから、請求人の上記主張は、失当である。

## 5 結論

当該訂正請求には、条例第27条第2項に規定する「訂正内容が事実と合致することを証明する書類」の提出又は提示がないことから形式上の不備があり、また前述のとおり、審査請求の趣旨及び理由に関する請求人の主張は失当であるから、原処分は適正であると判断する。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、請求人の審査請求書、反論書及び口頭意見陳述、また、実施機関の弁明書及び口頭説明を踏まえ、本件処分の妥当性について審査した結果、次のように判断する。

## 1 条例の規定について

### (1) 条例第 27 条第 2 項について

本項は、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない」と規定している。ここでいう「訂正の内容が事実と合致することを証明する書類」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準によると、保有個人情報の内容が事実と合致していないこと、又は訂正請求者の主張する内容が事実と合致していることを実施機関に確信させるようなものをいう。

### (2) 条例第27条第3項において読み替えて準用する条例第13条第3項について

本項は、「実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」と規定している。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 実施機関は、本件訂正請求時に提出された書類において、訂正を求める内容が事実と合致することが確認できなかったため、請求人に対し、条例第 27 条第 3 項において準用する条例第 13 条第 3 項に基づき、本件訂正請求にかかる保有個人情報訂正請求書に不備があるとして、補正通知により、条例第 27 条第 2 項に規定する「訂正の内容が事実と合致することを証明する書類の提出」を求めた。これに従い請求人が提出した資料は、以下のとおりである。

(※資料A) 平成 29 年 6 月 27 日「請求人と甲の面会音声」（当該音声録音および音声書き起こし公文書は人事課が保有）

(※資料B) 甲が人事課に提出したものの存否について

①平成 28 年 3 月 22 日相談報告書は県側に保存あり。

②平成 28 年 3 月 29 日相談報告書は県側に保存なし。

③上記②を平成 29 年 7 月 3 日に再受理したことがわかるものは保存あり。

④上記②を令和 3 年 11 月 12 日の再受理したことがわかるものは保存あり。

(※資料C) 人事課職員 2 名の証言

(※資料D) 「平成 28 年 3 月 22 日人事メモ」（人事課の勘違い部分を請求人が色分けしてメモしたもの）

また、本件訂正請求の内容について、当該請求書に添付されている請求人が正と主張する「各関係者の実際の行動履歴」からすると、経過説明書中、平成 28 年 3

月の経過にかかる部分の訂正を求めているものと思料されるが、請求人の口頭意見陳述によると、当該部分の日付について訂正を求めたいとのことであった。よって、資料AないしDによって当該日付が誤っていることが確認できるか否か、以下判断する。

- (2) 当審査会において、まず、資料BないしDを見分したところ、これまで実施機関から開示を受けた書面等をもって請求人の主張及び見解を記した内容となっているが、日付が誤っていることを裏付ける客観的な証拠は見いだせなかった。よって、資料BないしDについては、条例第27条第2項に規定する「訂正内容が事実と合致することを証明する書類」と認めることはできない。

次に、資料Aを見分したところ、資料Aは平成29年6月27日に請求人と甲が面会した際の音声データを書き起こした文書であるところ、甲の発言内容が記録されており、第三者が関わっている客観的資料であると見ることができる。資料Aには、人事課が甲を訪問した日付について、請求人が主張する3月18日であったという甲の発言が確かに確認できるものの、一方で、実施機関から提出された平成29年7月11日に実施機関が甲へ確認した記録を見分すると、人事課が甲を訪問した日付は3月22日であると記されている。この点、請求人と実施機関がそれぞれ第三者である甲に確認した結果が異なっており、双方が各々主張する日付のどちらが事実であるのか判然としないことから、資料Aをもって人事課が甲を訪問した日付について、請求人が主張する日付が事実と合致していることを実施機関に確信させる書類と認めることは困難である。

また、請求人が正しいと主張するその他の日付については、それを裏付ける甲の発言もなく、いずれも客観的な証拠は確認できない。よって、資料Aについても、条例第27条第2項に規定する「訂正内容が事実と合致することを証明する書類」とまで認めることはできない。

したがって、本件訂正請求には条例第27条第2項に規定された訂正の内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示がないという形式上の不備があると認められる。

### 3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、本件訂正請求には形式上の不備があり、訂正をしないことにつき正当な理由があると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年1月13日	実施機関から諮問書を受理
令和5年1月24日	審査会（審査）
令和5年2月22日	審査会（審査）
令和5年3月27日	審査会（審査）
令和5年6月30日	審査会（審査）
令和5年7月28日	審査会（審査）
令和5年8月16日	答申

※長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）附則第2条第2項及び第5条による。

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
浦川 末子	学識経験者	
尾崎 友哉	長崎大学情報データ科学部教授	
小松 文子	長崎県立大学副学長	令和5年4月16日退任
松崎 なつめ	長崎県立大学副学長	令和5年4月17日就任